

筋肉運動補助器具

Q 医療機器には該当しない？

A 筋肉の運動のみを目的としている場合は
医療機器非該当

Q 問題となる標ぼうはどのようなもの？

A 運動マシンとしてだけでなく、肩や腰に
あててコリをほぐしたり、運動後の筋肉の
疲れにも有効等の標ぼうをしているもの